

V ホットな消費者ニュース（平成30年度）

30年 4月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ アンケートを装った不審な電話にご注意ください！ ★ インターネットカジノの広告事業を行う副業の勧誘に注意！ 	P51
番外編 No.8	<ul style="list-style-type: none"> ★ 「個人情報を削除してあげる」 公的機関をかたる詐欺に注意！！ 	P52
30年 5月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 注文した覚えのない商品が送られてくる！？ ★ 引っ越しサービスに関するトラブル、なかでもインターネットで契約した業者とのトラブル相談が目立ちました。 	P53
30年 6月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 「簡単に稼げます」「返金保証で安心」などどうとう情報商材のトラブル急増中！！ ★ その「お試し価格」、定期購入ではないですか？ 	P54
番外編 No.9	<ul style="list-style-type: none"> ★ 法務省等をかたるハガキでの架空請求に注意！！ 	P55
30年 7月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 本当に必要なものか良く考えてから契約しましょう。 ★ インターネットのウイルス感染警告画面表示に注意！ 	P56
30年 8月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 高配当をうたう出資金に注意！ ★ 架空請求に関する相談が急増しています 	P57
30年 9月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 公共放送を装った不審な電話にご注意ください！ ★ 利用価値がない原野を買い取ってくれるという業者を信用できるだろうか？ 	P58
30年 10月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 宅配業者からの不審なメールに要注意！！ ★ 海外リゾート開発の投資話にご注意を！ 	P59
30年 11月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 高齢者の訪問販売被害にご注意ください！ ★ 点検商法と思われる相談がセンターに多く寄せられています 	P60
30年 12月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ ネット上の見知らぬ相手を信用しない ★ 携帯電話・スマホの名義貸しは違法です！ 	P61
31年 1月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 冠婚葬祭互助会、契約する際はよく確認を ★ 当選に見せかせたスマートフォンの有料サイト登録・課金に注意しましょう 	P62
31年 2月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 資格教材の二次被害に気を付けて！ ★ AI(人工知能)など話題性のある言葉を使った実態不明な投資話に要注意！！ 	P63
31年 3月号	<ul style="list-style-type: none"> ★ 退位便乗商法に注意！ ★ 気を付けて！！代金引換配達を悪用した送り付け商法 	P64

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・30年4月号



★アンケートを装った不審な電話にご注意ください！

・・・飯塚市消費生活センター

(相談事例)

地元の放送局から、番組制作のために年金のアンケートに回答してほしいと電話があった。最初に「独り暮らしか」と確認され年金の受給額や預貯金の残高などを聞かれたが、本当にこのようなアンケートは行われているのだろうか。

(アドバイス)

消費生活センターで確認したところ、当該放送局ではアンケートは行っていませんでした。個人情報を取得しようとする手口で、その後お金を請求される偽電話詐欺につながる可能性があります。不審な電話はすぐに切り、個人情報は伝えないようにしましょう。

留守番電話の設定や相手の電話番号が表示される電話機を利用することも有効です。

★インターネットカジノの広告事業を行う副業の勧誘に注意！

・・・福岡県消費生活センター

(相談事例1)

街コンで知り合った人に副業の話をお勧められ、説明会に参加した。オンラインカジノの宣伝で収入が得られるとのことで、よくわからないまま20万円のコースを契約した。ネットで事業者について悪い書き込みを見つけた。解約したい。

(相談事例2)

2年前、知人からネットカジノの広告宣伝事業に誘われ、振り込んだ。2年経って元が取れなかったら返金すると言われていた。しかし、相手と連絡が取れない。

(アドバイス)

- ・ インターネットでのカジノについては、海外のものであっても、日本国内で契約等を行えば法に触れる可能性が否定できませんので、注意が必要です。
- ・ また、海外の事業者との契約となりますので、トラブルの際には、個人で解決するのは簡単ではない場合があります。
- ・ 知人からの紹介というケースが多く、マルチ商法が疑われる場合もあります。
- ・ リスクなしに儲かる方法はありません。
制度や仕組みが理解できないものは、よく理解してから契約しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)

「個人情報削除してあげる」 公的機関をかたる詐欺に注意!!

★相談事例

「消費生活センター」を名乗る人 A さんから「あなたの個人情報
が3社に登録されている。」と言って、個人情報の削除を勧められた。そして、登録を取り消すために必要な「情報番号」
を教えられた。

個人情報の登録変更を代わりに応じてくれるという B さんか
ら電話があり、「情報番号」が必要と言われ、番号を教えた。

その後、「番号を他人に教えたのは違法行為になる。あなたも
B さんも逮捕される。逮捕されないためには、保証金が必要。」
と支払いを求められた。(80代女性)



★ひとことアドバイス

- ◎ 市町村や消費生活センターなど、公的機関をかたり、「あなたの個人情報
が漏れているので削除してあげる」と持ちかけ、最終的にはお金をだまし
取る手口が発生しています。
- ◎ 公的機関が「個人情報削除してあげる」などと電話することは絶対に
ありません。
このような電話は相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- ◎ 一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。
絶対に支払ってはいけません。
- ◎ このような電話がかかってきたら、すぐに最寄りの警察署または消費生
活センターに相談してください。



★福岡県警察

110 または #9110

★福岡県消費生活センター

092-632-0999

相談時間 月～金曜日9:00～16:30 / 日曜日10:00～16:00

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・30年5月号



★注文した覚えのない商品が送られてくる!?

・・・北九州市立消費生活センター

(相談事例)

知らない業者から「先日ご注文いただいた商品の準備ができたので、本日発送します。」と電話があった。しかし、何も注文した覚えがなかったので「注文した覚えはない。送らないでください。」と言って電話を切ったが、もし、本当に送られてきたら、どうしたらよいか。(80代女性)

(アドバイス)

◆注文していない商品を一方的に送りつけ、商品代金を払わせようとする手口を「ネガティブ・オプション(送りつけ商法)」といいます。今回の相談のように知らない業者から、注文した覚えのない商品を送るという電話がかかってきたら、きっぱりと断りましょう!それでも商品が届いた場合は、宅配業者に「受け取りません」と伝え、商品を受け取らないでください。また、その際に送り主や連絡先をメモしておきましょう。

もしも、受け取ってしまった場合は、届いた日から14日間、商品を開封せずに保管しておけば、その後は自由に処分できます。商品を手元に置いておきたくない場合は、着払いで送り元業者に返送することができます。

◆電話で断っても、「間違いなく注文を受けているから商品は送る。必ず、代金を支払うように」などと強引に勧誘され、断りきれなかった場合は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。

★引っ越しサービスに関するトラブル、なかでもインターネットで契約した業者とのトラブル相談が目立ちました。

・・・宗像市消費生活センター

(相談事例)

娘が、一週間後にアパートを引っ越し事になった。運んでもらいたい荷物は冷蔵庫とベッドだけだったので、私がインターネットで見つけた業者に電話してお願いした。数日後、明細書兼契約書が業者から届いたが、思ったより高かった。また、この2日間のやり取りで業者にも不信感を抱いたので、キャンセルすると伝えたら、激昂されキャンセル料を請求すると言われた。(60歳代 女性)

(処理結果)

センターで契約書を確認したところ、キャンセル料の記載がなかった。また、この業者は運送業の許可を受けていなかったため、その事を言って交渉したところ、業者から「相談者には事前に、下請け業者にスタッフやトラックの手配をするので、契約後のキャンセルは出来ないと伝えていた。引越し日も迫っているので、幾らかでも払って欲しい」と言って譲らなかった。相談者も穏便に収めたいと希望したので、3,000円払う事で和解した。

(アドバイス) ～引っ越し業者とのトラブルを避けるポイント～

- ◆運送業者を決めるときは、国土交通省の許可を受けた運送業者を選び、数社から見積もりを取るようにしましょう。その際、電話やインターネットによる見積もりは出来るだけ避け、直接運送業者に下見に来てもらって、打ち合わせるようにしましょう。
- ◆契約後にキャンセルする場合の解約料を確認しておきましょう。2018年6月より国土交通省の「標準引越運送約款」が改正され、解約料が発生する期日が「前日」から「2日前」になり、解約料率も高くなりました。
- ◆引越しが終わったら、なるべく早く荷物のチェックをしましょう。破損や紛失が分かったら、すぐに業者に申し出ましょう。「標準引越運送約款」では、荷物の引き渡し後3ヶ月以内に届出がない場合は、業者の責任が消滅します。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・30年6月号



★「簡単に稼げます」「返金保証で安心」などとうたう 情報商材(*)のトラブル急増中!!

・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

クリックするだけで簡単に収入が得られるビジネスがあるという動画広告を見た。そのための情報商材が、5千円で購入できるキャンペーン中であつたため購入したが、システム使用料として追加で100万円を支払う必要があると言われた。支払いをためらっていると、「収入で賄える」「返金保証がある」などと説明され支払った。ところが、動画広告とは異なり、実際には全く儲けられなかったため、業者に返金を求めたところ条件を満たしていないため返金できないと断られた。

※情報商材とは、情報の内容自体が商品となっているものであり、主にインターネットの通信販売を通じてPDFファイルのダウンロードや冊子、DVDの送付などの方法により提供されます。

(アドバイス)

- ◆インターネット上には誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いて、収入を得るために必要と費用を支払わせる業者が数多く存在し、費用を支払ったものの全く収入が得られなかったとする相談が多数寄せられています。「簡単に稼げる」といった説明があれば、まずは疑い十分に注意しましょう。
- ◆「損をすることはありません」「キャッシュバック」「返金保証」などと消費者を安心させて、高額な契約金を求める業者には特に注意が必要です。

★その「お試し価格」、定期購入ではないですか？

・・・大牟田市消費生活センター

(相談事例)

スマートフォンで「ダイエットに効果あり」「初回お試し価格 500円」という健康食品の広告を見て申し込み、商品が届いた。翌月、再び同じ商品が届き、今度は5,000円の請求書が同封されていた。不審に思い、事業者へ電話すると「4回以上の購入が条件の定期購入の申し込みをしている」と言われた。広告画面の下のほうにそのような説明が書いてあるとのことだが、申し込みの際は気づいていなかった。

(アドバイス)

- ◆インターネットの広告を見て、健康食品等を低価格で購入できるとして申し込み、実際には一定回数以上の定期購入が条件となっていたという相談が多数寄せられています。
契約の条件によっては途中で解約できなかつたり、解約しようと事業者へ連絡しても、電話が非常につながりにくい場合があります。
商品を注文する前に、中途解約や返品ができるか、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないかなどの契約内容をしっかりと確認しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)

法務省等をかたる ハガキでの架空請求 に注意！！

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号 XXXXXXXXXX

この度、ご通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。
 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
 尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。
 裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。
 尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成XX年XX月XX日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
 東京都千代田区霞が関XXXXXXXXXX
 お問合せ窓口 XXXX-XXXX-XXXX
 受付時間9:00～19:00

絶対に連絡しないでください！

【実際に届いたハガキ見本】

★相談事例

民事訴訟管理センターというところから、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届いた。
 ハガキには、「裁判取り下げ最終期日までに連絡がなければ強制的に差し押さえ予定。必ず本人が連絡すること」とあり、今日が取り下げ最終期日となっている。
 全く身に覚えがないが、どうしたらよいか。
 (50代 女性)

★ひとことアドバイス

- ◎ 商品名や契約日などは特定せず、誰にでも当てはまるような内容で、「裁判」や「訴訟」「最終告知」などといった言葉で不安をあおり、早急にハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。
- ◎ 何らかの名簿を入手した悪質業者が根拠のない請求を送ったものです。このようなハガキが届いても、絶対に相手には連絡しないでください。
- ◎ もし、連絡してしまった場合には、留守番電話に設定し、知らない番号には出ないようにしましょう。

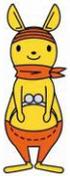


少しでも「怪しい」「おかしい」と思ったら、以下へご相談ください。

★福岡県消費生活センター **092-632-0999**

相談時間 月～金曜日9:00～16:30 / 日曜日10:00～16:00

★福岡県警察 **#9110** (局番なし)



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2018年7月号



★本当に必要なものか良く考えてから契約しましょう。

…久留米市消費生活センター

(相談事例)

先日、「名刺広告を出しませんか？」と広告会社からの電話で営業を受けました。

名刺広告とは新聞紙面の下のの方に会社名や代表者の名前、住所や電話番号のみが小さい四角い枠のなかに掲載されている広告形態のことらしく、今度の広告は私の出身高校の節目の年で「××高校創立〇〇年おめでとう！」との文字が入り、その周りを名刺大のスペースで卒業年度と自分の名前が入るとのこと。

他にも同級生や関係者がすでに何人か申し込んでいるとの事を聞き、急に懐かしくなって年金生活でお金が無いにもかかわらず2万円を払う契約をしてしまいました。

後日、広告会社から掲載紙が送られて来ましたが、見ると名前は業者名ばかりで、個人は私のほかは1人だけ。思ったより文字も小さくてがっかりしてしまいました。

後になって考えると、お金を払ってまで出身高校の広告を出す必要があったのか、後悔しています。

(処理結果)

この相談は、業者を非難したり返金を希望される訳でもなく、この顛末を話され「聞いてくれて気が済んだ」と電話を切られて終わりました。

(アドバイス)

◆自宅や電話、ダイレクトメールなど営業を受けることがあると思いますが、まずは何事も冷静になって、それが必要なものか考えましょう。

また商品などの場合、実物は自分の想像と違っていることも良くありますので、契約は急がず、しっかりと内容を確認することを心がけましょう。

★インターネットのウイルス感染警告画面表示に注意！

…行橋市広域消費生活センター

(相談概要)

インターネットで動画を見ていたら、突然、「ウイルス感染した」という警告画面が現れた。警告画面の電話番号に連絡したところ、遠隔操作でセキュリティソフトをダウンロードした。総額約96,000円を請求され、クレジットカード決済した。

その後、不安だったので家電量販店でパソコンの点検を受けたところ、「ウイルスに感染したままだ、パソコンサポート詐欺にあったのではないか」と言われた。カード会社に相談してカード番号を変更したが、返金できないと言われた。

騙されたと思うので解約し、支払代金を返金してもらいたい。

(処理結果)

相手事業者に問い合わせたが、片言の日本語で言葉が通じにくく、交渉困難であった。

再三にわたり、作業不備などの問題点を告げ解約を求めたところ、半額返金するとの提示以上は交渉が進まなかった。

後日、海外決済代行業者が介在していることが分かり、国民生活センター越境消費者センター(以下CCJ)に相談したところ、決済代行業者に英文による交渉が出来るとの助言を受け、相談者とともにCCJの助言を参考に英文を作成してメール送付したところ、解約の上全額返金となった。

(アドバイス)

◆ポップアップ警告を見てサポート契約をしたという相談が増加しています。

◆電話をかけさせるための何の根拠もない詐欺表示の可能性がありますので、決して連絡してはいけません。

◆表示されている画面を閉じましょう。

◆不安な場合は消費生活センターに相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2018年8月号



★高配当をうたう出資金に注意！

・・・糸島市消費生活センター

(相談事例)

数年前に通信販売で商品を購入した業者から「提携農園に出資すると半年ごとに満期がきて、一口5万円に対し5000円の配当が付く」というダイレクトメールが届きました。

総額100万円を出資して、2年ほど満期のたびに配当がありましたが、今年の満期以降配当がありません。なかなか電話が繋がらず、その後やっと電話はつながりましたが「振り込みが遅れている。入金はいつになるか分からない」と言われました。

業者からは、今も出資を募るダイレクトメールが届いています。

今後の配当が見込めないのので何とか出資金を取り戻せないでしょうか。

(処理結果)

センターから電話とFAXで業者と連絡を取り、解約・返金の意思を伝えましたが、「解約は受け付けた。返金は順番待ち」との連絡があった後、一切連絡がなく返金もありません。

(アドバイス)

①高配当が得られるという勧誘には、耳を貸さない！手を出さない！

現在の低金利の環境では、リスクなしに、高配当が得られることはありません。

②追加の出資勧誘にも注意！ 投資したお金はまず返ってきません。

例え、何回かの配当があったとしても、それは加入者を信用させ、次々と出資させるための手口です。追加の投資は避けましょう。

③消費生活センターに相談をしてください。

「お金」の話が出て“出資”“投資”で高配当が得られると勧誘されたら、信用できると思っても、消費生活センターに相談してください。

★架空請求に関する相談が急増しています

・・・福岡県消費生活センター

○昨年度の県内の消費生活センター等へ寄せられた相談で、「訴訟最終告知という内容のハガキが届いた」、「メールで利用した覚えがない請求を受けている」などの架空請求に関する相談が急増し、全体の19.6%になりました。

○架空請求の請求手段は、ハガキ、SMS（ショートメッセージサービス）など様々です。法務省や有名企業名、最近では消費生活センターをかたって、民事訴訟、差押えなど法的措置を採ると記載し、消費者の不安をあおってきます。

○架空請求は消費者の情報を完全に把握して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報知られ、その情報を基にさらに金銭を要求される可能性があります。

心当たりがなければ決して相手に連絡しないようにしましょう。

○少しでも「怪しい」「おかしい」と思ったら、お近くの消費生活センター等にご相談ください。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

*「消費者ホットライン」「188 (いやや!)」(あなたの地域の消費生活センターをご案内します。)



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2018年9月号



★公共放送を装った不審な電話にご注意ください！

・・・北九州市立消費生活センター

(相談事例)

公共放送の地元放送局の職員を名乗る人から「今度、年金の番組を制作するので、地域のみなさんにアンケートを取っています」と電話がかかってきた。私の名前や住所も知っていたので話を聞いたが、途中から「一人暮らしですか？」や「年金はどのくらいありますか？」など個人情報をしつこく聞いてくるので、途中で電話を切った。

本当に公共放送からの電話だったのだろうか。(70歳代 女性)

(アドバイス)

◆公共放送を装い「新しく番組を制作する」や「〇〇(具体的な番組名)のアンケート」と称し、一人暮らしかどうか、年齢、年金額など個人情報を聞き出そうとする不審な電話が増えていきます。公共放送が個人の年金額や預金残高など個人情報を聞くことは絶対にありません。

このような電話がかかってきたら、すぐに電話を切ってください。

◆このような相談の他にも、健康番組のスタッフを名乗り、「この商品は健康にいいので、ぜひ試してほしい」などと言い、商品売りつけようとするケースもありますが、商品を販売したり、セールスの電話をすることも絶対にありません。

このような電話がかかってきた場合もすぐに電話を切ってください。

★利用価値がない原野を買い取ってくれるという業者を信用できるだろうか？

・・・筑紫野市消費生活センター

(相談事例)

10年以上前に、将来値上がりするといわれる遠方の土地を手に入れたが、購入した業者と連絡がとれなくなってしまい、放置したままになっていた。活用できず、どうしたものかと思っていたところ、突然知らない不動産会社からこの土地を高額で買いたい人がいるという案内が届いた。持っていて何の価値もない土地なので、条件が良ければこの不動産会社に売ろうと思う。信用できるだろうか？(70歳代 男性)

(処理結果)

今まで活用する手段がなかった土地が、好条件で売却できると聞けばぜひ売却したいという気持ちになりますが、これは原野商法の被害者を狙ったセールストークの可能性がります。

うのみにせず、よく内容を確認し、不安であればきっぱり断るよう助言しました。

(アドバイス)

◆利用価値がほとんどないような山林や原野などの土地を、将来さも値上がりするかのようには偽って販売する手口を原野商法といいます。過去にその被害にあった方を狙って、処分困った土地を活用するともちかけ、言葉巧みに新たな契約をさせる、高額な測量費用や管理費用などを請求するという二次被害が発生しています。

土地の活用に関して勧誘されても、現地を自分の目で確認したり、所在する自治体に問い合わせたりして、業者の言う好条件の具体的な根拠や契約内容をしっかり確認しましょう。

不審な点があれば、すぐに消費生活センターに相談して下さい。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン ☎188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センターをご案内します)



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2018年10月号



★宅配業者からの不審なメールに要注意！！

・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

携帯電話に大手宅配業者から、「お荷物のお届けにあがりましたが不在の為持ち帰りました。配送物は下記よりご確認ください」という内容のSMS（※）が届いた。

不在通知だと思い、記載されているURLにアクセスし、手続きを進めたところ、しばらくして、契約している携帯電話会社から「音楽配信サービスで6万円を利用した」とのメールが届いた。身に覚えがないため驚いて携帯電話会社に確認すると、確かに音楽配信業者から6万円の請求があると言われた。

（※）SMS（ショートメッセージサービス）とは電話番号のみで短い文字メッセージを送受信できるサービスのこと

(アドバイス)

- ◆大手宅配業者名で不審なSMSが届いたという相談が増えています。メールに記載されているURLにアクセスして個人情報を入力するとそれを悪用されたり、添付ファイルを開くとコンピューターウイルスに感染させられたりする恐れがあります。
- また、偽サイトにアクセスすると不審なアプリをインストールさせようとする場合があります。万が一、不審なアプリをインストールしてしまった場合は速やかに削除してください。
- 一般の消費者には見分けがつかないほど巧妙に作られた偽メールやサイトは真偽の見極めが非常に困難です。
- 身に覚えのない不審なメールに記載されているURLにアクセスしたり、安易に添付ファイルを開いたりすることは絶対にやめましょう。

★海外リゾート開発の投資話にご注意を！

・・・飯塚市消費生活センター

(相談事例)

友人に誘われ海外リゾートの開発、砂の採掘業の投資セミナーに行った。セミナーの主催者は、当該国の大統領から島を譲り受け、ホテルの建設や砂を採掘などのプロジェクトを行うと言う。この事業は高配当が付くものと、代理店になって人を勧誘する2コースがあるとのことだった。セミナーでは資料は一切配られなかった。怪しいと思ったのでこの国の駐日大使館に聞くと、「地元の人でも土地の所有は難しい、日本人が無償で島をもらえることは考えられない」と言われた。

セミナーには近隣の県からも多くの人に参加していたため、被害が起こるのではないかと心配になり、情報提供する。

(アドバイス)

- ◆このような投資話の場合、契約者がビジネスの内容を理解していないケースも少なくありません。親しい友人や知人からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。
- また、自身も友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。
- 業者の甘い誘い文句をうのみにせず、よくわからない場合は契約しないことが大切です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日も電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日も相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン ☎188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2018年11月号



★高齢者の訪問販売被害にご注意ください！・・・久留米市消費生活センター

（相談事例）

隣家のひとり暮らしのおばあさんと玄関先で話をしていたら、部屋に大きな荷物があることに気が付きました。尋ねると、「先日布団屋さんが訪ねて来て、今使っている布団を見せてくれとつこく言うので見せたところ、この布団は古く健康に悪いからと新しい布団をすすめられた。最初は断ったが、今なら半額にまけてくれるというから買った」と言われました。いくらだったのか聞くと半額でも数十万円ととても高価な買い物でした。本人は騙されているとは思っていないようですが、貯金がなくなり生活に困っているそうです。どうにかならないでしょうか？

（処理結果）

本人に本当にこの商品が必要だったのか、支払って今後の生活は大丈夫なのかを聞いて本人に解約の意思を確認してください。訪問販売では契約してから8日以内はクーリング・オフが出来ますので、解約する場合は急いでクーリング・オフの手続きをしてください。クーリング・オフのやり方が分からない、期間が過ぎていたなどの場合は消費生活センターへご相談ください。

※クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引形態で契約をした場合に、一定の期間内であれば無条件で契約を解消できる制度です。

（アドバイス）

- ◆今でも高齢者宅を狙った悪質な訪問販売があります。高齢者はだまされたことに気づきにくかったり、トラブルにあっても誰にも言わないことがあるため、そこを狙われています。被害を出さないためには、ご近所などでの見守りも重要です。日ごろから何気ない挨拶や声かけを心がけましょう。
- ◆見慣れない人が出入りしている、部屋に大量の商品が置いてある、急にリフォーム工事をはじめたなど、被害に気づくポイントがあります。おかしいなと思ったら本人に話を聞いてみましょう。
- ◆おかしいときは家族や身近な相談できる人へ連絡し、消費生活センターへ相談するように勧めましょう。

★点検商法と思われる相談がセンターに多く寄せられています

・・・宗像市消費生活センター

（相談事例）

浄水器の無料点検を行うとあって業者が訪問してきた。てっきり設置している浄水器の会社だと思い了承した。点検後2年分のカートリッジ24,800円の購入を勧められ承諾した。明日業者がカートリッジを持って再度訪問してくることになっているが、業者が帰った後に自宅に設置しているメーカーとは違う会社だとわかった。解約したいと思い電話するがつかぬ。（60歳代 女性）

（処理結果）

訪問販売の場合、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフを行うことができますが、今回はまだ契約書などを交わしておらず、商品も受け取っていませんでしたので、明日業者が訪問してきたときに、解約したいことを伝えるようにアドバイスしました。

（アドバイス）

- ◆無料で点検と言って訪問し、新たな浄水器の契約や、カートリッジの契約を迫る点検商法の手口です。知らない業者の来訪には注意しましょう。
- ◆点検の結果、高額な浄水器などの契約を迫られたりします。結果をうのみにせず、別の事業者からも見積もりをとりましょう
- ◆契約してしまってもクーリング・オフや契約を解除できる場合もあります。お住まいの地区の消費生活センターにご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999	（日曜日でも電話相談可）	福岡市	092-781-0999	（第2・第4土曜日でも電話相談可）
北九州市	093-861-0999	（土曜日でも相談可）	久留米市	0942-30-7700	（第2日曜日でも相談可）
飯塚市	0948-22-0857		宗像市	0940-33-5454	
大牟田市	0944-41-2623		行橋市広域	0930-23-0999	
糸島市	092-332-2098		筑紫野市	092-923-1741	

* 消費者ホットライン ☎188（いやや！）（あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します）



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2018年12月号



★ネット上の見知らぬ相手を信用しない …… 大牟田市消費生活センター

(相談事例)

SNSで知り合った男性から誘われ、出会い系サイトに登録した。

このサイトでは、一定のポイントを購入すればその男性と情報（電話番号やメールアドレス等）の交換ができるとのことで、言われるまま2万円分のポイントを購入し、情報交換の手続きをした。

しかし、何度やっても文字化け等のシステムエラーで情報交換はうまくいかず、再度、情報交換の手続きを行うためには改めて2万円分のポイントを購入しなければならないとのことだった。

サイトの規約では「情報交換を行うために購入したポイントは、情報交換完了後に全額返還する」となっていたので、特に躊躇なくまたポイントを購入した。

しかし、この後何度も文字化けや別のシステムエラーも起こり、情報交換のためのポイント購入が20万円以上になってしまった。

情報交換ができるまでポイントを購入して問題ないか。

(アドバイス)

- ◆出会い系サイト等の利用で、高額な料金を支払ったという相談が、男女を問わず様々な年代の方から寄せられています。
- ◆サイトに誘った相手はサクラである場合も多く、様々な口実でポイントを購入させ、気がついた時には多額の費用をつぎ込んでしまいがちです。
- ◆うまい話には注意し、ネット上の見知らぬ相手を信用してはいけません。おかしいと思ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

★携帯電話・スマホの名義貸しは違法です！ …… 福岡県消費生活センター

(相談事例)

ネットで金融アドバイザーを名乗る人と知り合った。

融資を申し込みたいと相談すると、携帯電話を新規契約して、それを買取り業者に送れば融資を受けられると言われた。信用情報をチェックするために行うので、電話使用料は業者が支払うとのことだった。

言われるまま、携帯電話の代理店を回り8台を契約し、業者に送付した。

しかし、融資金の振込みはなく、携帯電話の使用料の請求が来た。

業者とは連絡が取れなくなっており、詐欺ではないか。

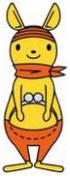
(アドバイス)

- ◆携帯電話・スマホの名義貸しを行った場合、融資金や使用料が振り込まれることはまずありません。携帯使用料の支払い義務は相談者(契約者)にあります。直ちに携帯各社に連絡して解約する必要があります。
- ◆ところで、携帯電話の名義貸しは携帯電話不正利用防止法で禁止されています。事例のケースでは、消費生活センターから警察に行くようアドバイスしましたが、相談者の行為が法に触れる恐れがあるという理由で、被害届を受け付けてもらえませんでした。また、このような電話が犯罪に使われる場合があります。絶対に名義貸しをしてはいけません。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン ☎188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2019年1月号



★冠婚葬祭互助会、契約する際はよく確認を

・・・北九州市立消費生活センター

(相談事例)

15年前に10年満期で20万円の冠婚葬祭互助会に2口加入した。子どもの結婚式等で利用するかもしれないと思い、満期後もそのままにしておいた。しかし、この業者を利用することがなさそうなので、解約を申し出ると、手数料が1口3万円かかり、2口合わせて34万円の返金になると言われた。満期まで払ったのに高額な手数料を取られることに納得できない。(70代女性)

(アドバイス)

冠婚葬祭互助会とは、一定の掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀の際のサービス費用の一部に充当して負担を軽くするための仕組みです。預金とは違い、利息は付かず、満期になっても、満期返戻金が自動的に支払われるものではありません。冠婚葬祭互助会は、サービスを利用して初めてメリットがあり、サービスを利用せずに解約をする場合は、解約手数料が差し引かれるため、積立金額よりも少ない金額しか返金されません。契約をする際は、その業者を利用する予定があるかをよく検討し、契約内容をよく確認して契約するようにしましょう。

★当選に見せかせたスマートフォンの有料サイト登録・課金に注意しましょう

・・・行橋市広域消費生活センター

(相談事例)

大手家電量販店から、アンケートに答えて当選したら最新のスマートフォンが100円で購入できるという電子広告がスマートフォンへ届いた。そのアンケートに答えたところ当選したので、クレジットカード情報を入力した。その途端、有料音楽配信サイトに登録された。月額使用料は約5千円で、解除の申し出をしない限り自動更新されるそうだ。契約して3日目までは無条件解除できるとの記載がある。すぐクレジットカード会社に支払い停止の申し出を行った。契約解除したい。

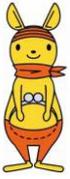
(アドバイス)

- ◆申し込む前に、サイト内の情報や利用規約をよく確認し、安易な申し込みは避けましょう。
- ◆退会には、事業者への申し出をしなければなりません。相手方事業者のウェブサイト上の問い合わせフォーム、または、メールにて直接退会の申し出をする必要があります。
- ◆速やかにクレジットカード会社に連絡し、請求の保留や調査依頼とクレジットカード番号等の変更も検討しましょう。
- ◆うまい話は安易に信じずに、慎重に判断するよう心がけが大切です。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン ☎188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します。



ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法 2019年2月号



★資格教材の二次被害に気を付けて！

・・・糸島市消費生活センター

(相談事例)

20年前に複数の資格の学習教材を契約した。

3年前、勤務先に「資格を取っていないなら、契約を継続するか終了手続きをしなければならない」と電話がかかってきた。直後にローン会社を騙る業者から「30万円でああなたの氏名を名簿から削除する」と電話があり応諾した。

それで終了したと思っていたら、最近、別の業者から「以前の契約の件で」と職場に電話があった。出ないでいると本社にまで「本人を出すように！」と執拗に電話が入った。「なぜ電話に出ない！」などと暴言を吐くが、会社名を聞いても答えず、用件を聞いてもまともに答えない。どうしたらいいか。

(アドバイス)

◆過去に電話勧誘で資格講座を契約した人に「講座は終了していない」「生涯契約になっているので継続しないといけない」などと嘘の説明で、新たな契約をさせる「二次被害」のトラブルがあります。

勤務先に電話をかけるなど、断りにくい状況を作って執拗に勧誘してきます。

一度被害に遭うと、顧客名簿が別の業者の手に渡り、同じ人が何度も狙われます。

◆トラブルを避けるには、販売員の話をもっと長く聞かず、ひるむことなくきっぱり断ることで。断わり切れずに契約してしまった場合でも、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば無条件解約ができます。すぐに消費生活センターに相談しましょう。

★AI(人工知能)など話題性のある言葉を使った実態不明な投資話に要注意！！

・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

友人から紹介された人に、140万円を仮想通貨に投資すればAI(人工知能)を利用して運用し、毎月17万円を受け取ることができる。さらに知り合いを紹介すれば紹介料がもらえると勧誘された。契約書はなく指定された個人名義の銀行口座に、お金を振り込むことによって契約成立だと言われ、指定された口座にお金を振り込んだ。

最初の月は17万円口座振込で配当をもらったが、翌月からの配当は仮想通貨で支払われるようになった。現金で配当を支払って欲しいと頼んだが断られた。

不審に思うようになり解約しようと思ったが、業者の住所や連絡先など詳しい情報は全く分からず、紹介者も業者の詳細は分からない。どうしたらいいか。

(アドバイス)

◆「AI(人工知能)」や「仮想通貨」など話題性のある言葉が勧誘の文言に使われた詐欺的な投資に関する相談が寄せられています。話題性のあるニュースや事件などに便乗し消費者を騙そうとする業者がいるため注意しましょう。高配当をうたった勧誘は魅力的に聞こえますが、業者の話をうのみにしないようにしましょう。投資話に「必ず儲かる」ことはありません。

◆友人からの紹介であっても、業者の素性がはっきりせず、住所や電話番号などが分からない場合は、きっぱりと断りましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します。



ホットな消費者ニュース ～あなたの地域の危ない商法 2019年3月号



★退位便乗商法に注意！・・・久留米市消費生活センター

（相談事例）

『天皇陛下退位が決まり、平成がもうすぐ終わるので、皇室の写真集を買いませんか？』と知らない業者から電話がかかってきました。いらないと断りましたが、しつこく勧誘され、最後には『買わないとは皇室を侮辱するのか』と恫喝され、怖くなって買うと言ってしまいました。金額は6万円と言われ、電話を切った後に後悔しました。今から断ることは出来ないでしょうか？

（処理結果）

この場合は電話勧誘販売ですから、契約書などの書面を受け取ってから8日以内はクーリング・オフで解約することが出来ます。

クーリング・オフは書面で業者へ通知をする必要があります。通知文のコピーを手元に残した上で、配達した記録が残る「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ってください。

また、写真集は業者へ着払いで送り返してください。

（アドバイス）

- ◆退位・改元の便乗商法が増えています。

皇室の写真集が代金引換で送りつけられ、家族が注文したと誤解して代金を支払ってしまった例もあります。購入する意思が無い場合ははっきりと断り、覚えの無い商品が届いた場合は代金を支払わずに受け取りを拒否しましょう。

買わされたり、送りつけられ受け取ってしまった場合は、消費生活センターへ相談してください。

- ◆クーリング・オフは、すべての買い物でできるわけではなく、訪問販売や電話勧誘販売など、不意打ち的な販売方法の場合、解約できる制度です。通常の店舗販売や通信販売ではクーリング・オフは出来ませんので、ご注意ください。

★気を付けて！！代金引換配達を悪用した送り付け商法

・・・筑紫野市消費生活センター

（相談事例）

宅配業者が、家族宛の代金引換の小包を持ってきた。家族が注文したものだと思い、1万円支払って、小包（スマホケース）を受け取った。しかし、家族に確認すると、注文していないことがわかった。送り状に書かれた発送主の電話番号に電話したが繋がらない。宅配業者に事情を説明したが「返金できない」と言われた。返品返金してほしい。

（アドバイス）

- ◆勝手に送り付けられたものを、自分以外の家族が注文したものと勘違いして代金を支払うケースが多発しています。一度支払ってしまうと返金は非常に困難です。自分か家族がその業者に代金引換での注文をしたという確認がとれない段階では、受取りを拒否し、配達員に持ち帰ってもらいましょう。注文したものが確認するまで支払わないことが大切です。

- ◆送り付け商法とは注文していない商品を送りつけ、受け取ったことで支払い義務があると消費者に勘違いさせて支払わせようとする手口です。

「送り付け商法の場合、代金を支払わなくても一定期間経過後は送られてきた商品の返還義務はない」旨定められた法律によって消費者は守られています。しかし、代金引換配達を悪用した送り付け商法は、この法律の隙間をくぐりぬけ、消費者保護の規定を意味のないものになっています。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県	092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)	福岡市	092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999 (土曜日でも相談可)	久留米市	0942-30-7700 (第2日曜日でも相談可)
飯塚市	0948-22-0857	宗像市	0940-33-5454
大牟田市	0944-41-2623	行橋市広域	0930-23-0999
糸島市	092-332-2098	筑紫野市	092-923-1741

* 消費者ホットライン TEL (局番なし) 188 (いやや!) (あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)
※ナビダイヤル通話料金が発生します。